

(17) 有価証券の購入のために要した費用

48—3 令第 109 条第 1 項第 4 号に規定する「その他その有価証券の購入のために要した費用」とは、有価証券を購入するに当たって支出した謝礼金、交通費、通信費、名義書換料等をいう。

【解説】

本通達は、有価証券の取得価額に含まれる有価証券の購入のために要した付随費用の範囲を示したもの。

【改正の趣旨等】（省略）